

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
2月2日（火）	危機管理政策課	088-621-2713	勝間・土井

第40回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催結果について

以下のとおり、第40回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和3年2月2日（火）19：00～19：45
- 2 場 所：県庁3階 特別会議室
- 3 出席者：知事，副知事，政策監，政策監補，県警本部長，各部局長など計19名
- 4 協議概要：緊急事態宣言の延長に係る本県の対応について

■保健福祉部から報告

- 現在の感染者の状況や対応方針について

■危機管理環境部から報告

- 緊急事態宣言の概要について
- 対処方針の改正について
 - ・本県の対処方針についても、国と歩調を合わせて改正を行っていく。
- 感染防止に向けた呼びかけについて
 - ・県民には、緊急事態宣言が発令されている地域への不要不急の往来を控えていただくとともに、改めて基本的な感染対策をお願いしていく。
 - ・徳島市と連携し、チラシやウェットティッシュの配布を行うなど、啓発活動を実施する。
- 特措法及び感染症法の改正について
- 飲食店応援金について
 - ・特に影響の大きいとされる飲食店に対し、感染防止対策の徹底を条件に応援金を助成することとしている。
 - ・ステッカーや応援金の申請について、特設のホームページやコールセンターできめ細やかな説明を行っていく。

■経営戦略部から報告

- 私立専門学校や私立高等学校での感染者の発生を受けて
 - ・進学や就職の時期を迎えるため、学校内外での感染対策を徹底するよう呼びかけを行って参りたい。

■未来創生文化部から報告

- 一人親家庭への子育て応援について
 - ・一人親家庭に対して、県内農協等で購入した県産食材を、年4回無償配布を行っていく。
 - ・対象家庭を拡大し、第1回の配布を3月の上旬から行えるよう準備を進めているところ。

■保健福祉部から報告

- 高齢者施設での感染防止に向けた環境整備について
 - ・高齢者施設において、個室や多床室のゾーニングなど、ウイルスを持ち込ませない対策を推進していく。
- 施術所での感染対策について
 - ・あん摩・マッサージを行う施術所に対して、国に先行し、最大20万円の支援金を支給し、感染防止策の支援を行っていく。

■商工労働観光部から報告

- 県内事業者への支援について
 - ・「WITH・コロナ」新生活様式導入応援助成金について、2月10日より新たに募集、助成を行う。
 - ・保証料ゼロ、3年間実質無利子の「ゼロゼロ資金」について、限度額の引き上げを行うこととする。
 - ・これまでの応援割をより使いやすく、拡充した「もっと！とくしま応援割」を3月1日から実施する。

■農林水産部から報告

○農林水産業への支援について

- ・緊急事態宣言により、県内農林水産品の流通量の減少や、価格の下落により、影響が出ているところ。
- ・事業者の経営維持や雇用を守るため、緊急支援を行っていく。

■県土整備部から報告

○公共交通事業者への支援について

- ・公共交通事業者が行う感染対策の支援を行うほか、県内の需要を喚起するプレミアム交通券の発行を行うこととしている。
- ・プレミアム交通券は、これまで発行した交通券の利用期限の延長や、3月移行のシームレスな発行に向けて事業者と調整を行っているところ。

■教育委員会から報告

○県立学校でのクラスター発生について

- ・今回のクラスター発生から得られた教訓を基に、さらなる感染防止の徹底を行っていく。
- ・また医療従事者等への敬意や感謝を行動で示すよう促し、人権の配慮についても徹底した取組を行っていく。

■知事から次のとおり指示

○1月補正予算を踏まえた対応について

- ・各部局においては、県民及び事業者の皆様に対して、県のホームページなどにて、分かりやすく、丁寧に制度の周知を行うとともに、スピード感を持って施策を実行に移すこと。
- ・とりわけ、特に「飲食店」を支援するための応援金については、専用の特設サイトやコールセンターを周知し、しっかりと新しい生活様式の導入が進むように取組をすすめること。
- ・今後の状況を踏まえ、2月補正予算を視野に入れながら更なる対策も検討すること。

○新型コロナウイルスの「ワクチン接種体制」について

- ・新型コロナウイルスワクチンの迅速かつ適切に接種できる体制を構築するという、喫緊の課題に対し、現下の感染拡大の状況にしっかりと対応するため、1月25日から「新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチーム」を発足した。
- ・部局間の機動的連携を強化、及び、市町村、医師会、卸売り事業者とのスムーズな体制整備を図る事。

○県民の皆様へのお願いについて

- ・緊急事態宣言対象地域への不要不急の往来について、引き続き、控えていただくようお願いしたい。
- ・基本的な感染防止対策の徹底として、マスクの着用、3密の回避、手指消毒など、今一度気を引き締めた感染対策の徹底をいただきたい。
- ・第三波の傾向として、若者が感染していることに気づかず、周囲の高齢者へうつしてしまうという事象や、若者自身が重症化したり、後遺症（全身倦怠感、呼吸困難、味覚・嗅覚障がい）に悩んでいるという報告もあり、若者の行動変容を促すために、より具体的な周知について、県のホームページをはじめ、あらゆる面で行うこと。

※資料については「安心とくしまホームページ」へ掲載いたします。